

2026年4月22日

公益社団法人日本理学療法士協会  
会員 各位

公益社団法人日本理学療法士協会  
副会長 佐々木 嘉光

「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が専門性を発揮して病棟において協働する体制  
(看護・多職種協働加算)の実践指針」の発出について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度診療報酬改定におきましては、新たに「看護・多職種協働加算」が創設されました。本加算は、入院早期から多職種がそれぞれの専門性を発揮して協働する体制を評価するものです。一方で、創設に至るまでの審議会等の議論においては、看護職員と他職種の柔軟な配置の意義が示されるとともに、各専門職の役割が不明確なまま混在することへの懸念も示されていました。

そこで、本加算の適切な運用に資することを目的として、リハビリテーション専門職団体協議会（日本理学療法士協会・日本作業療法士協会・日本言語聴覚士協会）（以下、3団体）による合意のもと、この度、看護・多職種協働加算に係る「実践指針」を発出することといたしました。

本実践指針は、病棟配置される各専門職が、その専門性を最大限に発揮し、看護職員をはじめとする多職種と協働しながら果たすべき役割を明確化し、現場での適切な理解と実践を促進することを通じて、入院患者への医療の質向上に資することを目的として策定いたしました。実務上の参考として、ご活用いただけますと幸甚です。

最後に、本実践指針を通じまして、入院中の患者のADL等の機能の維持・向上や早期退院を目的とした看護・多職種協働加算の運用に少しでも寄与することにより、患者中心の医療のさらなる発展につながることを祈念しております。

謹白

※ 本会では先般、本会単独による暫定版の実践指針を公表しておりましたが、本実践指針は、その後の3団体による協議を経て、合意のもと確定したものです。

※ なお、現場での運用にあたりましては、告示・通知・疑義解釈等の最新の公式資料をご確認ください。

## ◆ 実践指針の掲載先

以下のリンク先よりご確認ください。(会員限定コンテンツ)

<https://www.japanpt.or.jp/privilege/politics/insurance/#title04>

## ◆ 参考情報

### (1) 公式情報(厚生労働省/中央社会保険医療協議会 発出情報)

- ・ 第 647 回中央社会保険医療協議会総会 資料掲載先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_70414.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70414.html)

- ・ 令和 8 年度診療報酬改定情報ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_67729.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html)

### (2) 本会掲載情報(日本理学療法士協会)

- ・ 記者会見：診療報酬改定の議論(急性期一般病棟の多職種配置)に対する声明発表  
(2025 年 12 月 24 日)

[https://www.japanpt.or.jp/info/20251226\\_753.html](https://www.japanpt.or.jp/info/20251226_753.html)

- ・ 本会 HP 令和 8 年度診療報酬改定情報ページ

[https://www.japanpt.or.jp/pt/function/insurance/medical\\_2026/](https://www.japanpt.or.jp/pt/function/insurance/medical_2026/)

以上

<問い合わせ先>

公益社団法人日本理学療法士協会 事務局 職能推進課

E-mail: [shokuno@japanpt.or.jp](mailto:shokuno@japanpt.or.jp)